

改正 令和 5 年 3 月 2 9 日 原規規発第 24032912 号 原子力規制委員会決定

令和 6 年 3 月 2 9 日

原子力規制委員会

発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準の一部改正について

発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準(原管廃発第 13112716 号)の一部を、別表により改正する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表 発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
Ⅱ. 審査の対象及び方法 1. (略) 2. 審査の方法 (中略) 注) 航空路誌の変更手続き 航空路誌への変更手続きとして、廃止措置対象の発電用原子炉施設・試験研究用等原子炉施設(以下、特記なき場合は総称して「原子炉施設」という。)から全ての燃料体(使用済燃料を含む)が搬出された後には、航空路誌(AIP-JAPAN)から原子炉施設を削除する必要がある。このため、当該廃止措置計画の認可における担当者は、燃料体搬出確認後、<u>国土交通省</u>に対し、速やかに連絡する。 Ⅲ. 審査の基準 1.・2. (略) 3. 申請書に添付する書類の記載事項に対する審査基準 (1)～(7) (略) (8) 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書 ・試験炉規則第16条の6第2項第7号 ・実用炉規則第116条第2項第7号 ・開発炉規則第111条第2項第7号 ①廃止措置に要する費用 原子炉施設解体に要する費用の見積もり総額が明示されている	Ⅱ. 審査の対象及び方法 1. (略) 2. 審査の方法 (中略) 注) 航空路誌の変更手続き 航空路誌への変更手続きとして、廃止措置対象の発電用原子炉施設・試験研究用等原子炉施設(以下、特記なき場合は総称して「原子炉施設」という。)から全ての燃料体(使用済燃料を含む)が搬出された後には、航空路誌(AIP-JAPAN)から原子炉施設を削除する必要がある。このため、当該廃止措置計画の認可における担当者は、燃料体搬出確認後、<u>国土交通省航空局安全部運行安全課小型機安全対策係</u>に対し、速やかに連絡する。 Ⅲ. 審査の基準 1.・2. (略) 3. 申請書に添付する書類の記載事項に対する審査基準 (1)～(7) (略) (8) 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書 ・試験炉規則第16条の6第2項第7号 ・実用炉規則第116条第2項第7号 ・開発炉規則第111条第2項第7号 ①廃止措置に要する費用 原子炉施設解体に要する費用の見積もり総額が明示されている

こと。

②資金調達計画

実用発電用原子炉については、使用済燃料再処理・廃炉推進機構による支払を含めた、費用の調達方法が明示されていること。

(9)・(10) (略)

こと。

②資金調達計画

実用発電用原子炉については、発電用原子炉施設解体引当金累積積立額が明示され、それを含めた費用の調達方法が明示されていること。

(9)・(10) (略)